自動車点検基準等の一部を改正する省令

（自動車点検基準の一部改正）

第一条　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	１　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 （※８）２　ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

㈱①～⑦　（略）

⑧　（※８）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	１　導管及び継手部のガス漏れ及び損傷 （※９）２　ガス容器及びガス容器附属品の損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

㈱①～⑧　（略）

⑨　（※９）印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

改正前

別表第３（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	３　月　ご　と	12　月　ご　と（３月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	ガス容器取付部の緩み及び損傷
（略）		

㈱①～⑦　（略）

（新設）

別表第５（自家用貨物自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所 ＼ 点検時期	６　月　ご　と	12　月　ご　と（６月ごとの点検に次の点検を加えたもの）
（略）		
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの機能
（略）		

㈱①～⑧　（略）

（新設）